

及び金融資産以外の資産として政令で定めるものをいう。以下この号及び次項において同じ。)の譲渡若しくは貸付け(無形資産に係る権利の設定その他の者に無形資産を使用させる一切の行為を含む。)又は利の設定その他の者に無形資産を使用させる一切の行為を含む。)又は又はこれらに類似する取引に限る。)につき、当該一の国外関連者から支ら支払を受ける対価の額及び当該一の国外関連者に支払う対価の額の合計額が三億円未満であること。

その他の財務省令で定める資産の譲渡若しくは貸付け(資産に係る権利の設定その他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。)又はこれらに類似する取引に限る。)につき、当該一の国外関連者から支払を受ける対価の額及び当該一の国外関連者に支払う対価の額の合計額が三億円未満であること。

法人が各事業年度において当該法人に係る国外関連者との間で行つた特定無形資産国外関連取引(国外関連取引のうち、特定無形資産(国外関連取引を行つた時において評価することが困難な無形資産として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の譲渡若しくは貸付け(特定無形資産に係る権利の設定その他の者に特定無形資産を使用させることの行為を含む。)又はこれらに類似する取引をいう。以下この項において同じ。)について、当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となつた事項(当該特定無形資産国外関連取引を行つた時に当該法人が予測したものに限る。)についてその内容と相違する事実が判明した場合には、税務署長は、第二項各号に掲げる取引のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める方法のうち、当該特定無形資産国外関連取引の内容及び当該特定無形資産国外関連取引の当事者が果たす機能その他の事情(当該相違する事実及びその相違することとなつた事由の発生の可能性(当該特定無形資産国外関連取引を行つた時ににおける客観的な事実に基づいて計算されたものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。)を含む。)を勘案して、当該特定無形資産国外関連取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合に当該特定無形資産国外関連取引につき支払われるべき対価の額を算定するための最も適切な方法により算定した金額を第一項に規定する独立企業間価格とみなして、当該法人の当該事業年度の所得の金額又は欠損金額につき法人税法第二条第三十九号に規定する更正(以下この条において「更正」という。)又は同法第二条第四十号に規定する決定(第十二項、第十四項及び第二十七項において「決定」という。)をすることができる。ただし、当該特定無形資産国外関連取引の対価の額とこの項本文の規定を適用したならば第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額とが著しく相違しない場合として政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

前項本文の規定は、法人が同項の特定無形資産国外関連取引（第二十五項の規定により各事業年度において法人が当該法人に係る国外関連者との間で取引を行つた場合に当該事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。同項において同じ。）に添付すべき書類に、当該特定無形資産国外関連取引に係る同項に規定する事項の記載があるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に係る次に掲げる事項の全てを記載した書類（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を作成し又は取得している場合には、適用しない。

一 当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となつた事項（当該特定無形資産国外関連取引を行つた時に当該法人が予測したものに限る。次号において同じ。）の内容として財務省令で定める事項

二 当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となつた事項についてその内容と相違する事実が判明した場合におけるその相違することとなつた事由（以下この号において「相違事由」という。）が災害その他これに類するもののために当該特定無形資産国外関連取引を行つた時に当該法人がその発生を予測することが困難であつたこと、又は相違事由の発生の可能性（当該特定無形資産国外関連取引を行つた時における客観的な事実に基づいて計算されたものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）を勘案して当該法人が当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定していたこと。

第八項本文の規定は、法人に係る特定無形資産国外関連取引に係る判定期間（当該法人と特殊の関係にない者又は当該法人との間で当該特定無形資産国外関連取引を行つた国外関連者と特殊の関係にない者から受けける同項の特定無形資産の使用その他の行為による収入が最初に生じた日（その日が当該特定無形資産国外関連取引が行われた日前である場合には、当該特定無形資産国外関連取引を行われた日）を含む事業年度（当該最初に生じた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）開始の日から五年を経過する日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に当該特定無形資産の使用その他の行為により生ずることが予測された利益の額と当該判定期間に当該特定無形

資産の使用その他の行為により生じた利益の額とが著しく相違しない場合として政令で定める場合に該当するときは、当該判定期間を経過する日後において、当該特定無形資産国外関連取引については、適用しない。

11 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局

の当該職員が法人に前二項の規定の適用があることを明らかにする書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日（その求めた書類又はその写しが同時文書化対象国外関連取引（第七項の規定のある国外関連取引以外の国外関連取引をいう。次項及び第十七項において同じ。）に係る第六項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第十七項において同じ。）又はその写しに該当する場合には、その提示又は提出を求めた日から四十五日）を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときは、前二項の規定の適用はないものとする。

12
國税庁の当該職員が、法人に各事業年度における同時文書化対象国外関連取引に係る第六項に規定する財務省令で定める書類若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は法人に各事業年度における同時文書化対象国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格（第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第十七項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準

8
国税局の当該職員が、法人に各事業年度における同時文書化対象国外関連取引（前項の規定の適用がある国外関連取引以外の国外関連取引をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）に係る第六項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第十一項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は法人に各事業年度における同時文書化対象国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために入重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第十一項において同じ。）若し

備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたときは、税務署長は、次の各号に掲げる方法（第二号に掲げる方法は、第一号に掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。）により算定した金額を第一項に規定する独立企業間価格と推定して、当該法人の当該事業年度の所得の金額又は欠損金額につき更正又は決定をすることができる。ただし、当該事業年度において、当該同時文書化対象国外関連取引につき第八項又は第九項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

一・二 省略

前項本文の規定は、同項の同時文書化対象国外関連取引につき第十項の規定の適用がある場合には、同項に規定する経過する日後は、適用しない。

14 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が、法人に各事業年度における同時文書化免除国外関連取引（第七項の規定の適用がある国外関連取引をいう。以下この項及び第十八項において同じ。）に係る第一項に規定する独立企業間価格（第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定するため重要なと認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第十八項において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの方針又は提出がなかつたときは、税務署長は、前項各号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法は、同項第一号に掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。）により算定した金額を当該独立企業間価格と推定して、当該法人の当該事業年度の所得の金額又は欠損金額につき更正又は決定をすることができる。ただし、当該事業年度において、当該同時文書化免除国外関連取引につき第八項又は第九項の規定の適用がある場合は、

くはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出がなかつたときは、税務署長は、次に掲げる方法（第二号に掲げる方法は、第一号に掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。）により算定した金額を当該独立企業間価格と推定して、当該法人の当該事業年度の所得の金額又は欠損金額につき更正又は決定をすることができる。）により算定した金額を当該独立企業間価格と推定して、当該法人の当該事業年度の所得の金額又は欠損金額につき法人税法第二条第三十九号に規定する更正（以下この条において「更正」という。）又は同法第二条第四十号に規定する決定（次項及び第二十一項において「決定」という。）をすることができる。

一・二 同上

9 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が、法人に各事業年度における同時文書化免除国外関連取引（第七項の規定の適用がある国外関連取引をいう。第十二項において同じ。）に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するため重要なと認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第十二項において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときは、税務署長は、前項各号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法は、同項第一号に掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。）により算定した金額を当該独立企業間価格と推定して、当該法人の当該事業年度の所得の金額又は欠損金額につき更正又は決定をすることができる。

この限りでない。

15 前項本文の規定は、同項の同時文書化免除国外関連取引につき第十項の規定の適用がある場合には、同項に規定する経過する日後は、適用しない。

16 省略

17 国税庁の当該職員又は法人の納稅地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人に各事業年度における同時文書化対象国外関連取引に係る第六項に規定する財務省令で定める書類若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は法人に各事業年度における同時文書化対象国外関連取引に係る第十二項に規定する独立企業間価格を算定するための重要なと認められる書類として財務省令で定める書類若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出がなかつたときに、当該法人の各事業年度における同時文書化対象国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該法人の当該同時文書化対象国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

18 国税庁の当該職員又は法人の納稅地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人に各事業年度における同時文書化免除国外関連取引に係る第十四項に規定する財務省令で定める書類又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれら提示又は提出がなかつたときに、当該法人の各事業年度における同時文書化免除国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当

10 同上

11 国税庁の当該職員又は法人の納稅地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人に各事業年度における同時文書化対象国外関連取引に係る第六項に規定する財務省令で定める書類若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は法人に各事業年度における同時文書化対象国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該法人の当該同時文書化対象国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

12 国税庁の当該職員又は法人の納稅地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人に各事業年度における同時文書化免除国外関連取引に係る第九項に規定する財務省令で定める書類又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれら提示又は提出がなかつたときに、当該法人の各事業年度における同時文書化免除国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当

当該法人の当該同時文書化免除国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

省略

21| 20| 19| 省略
国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十七項又は第十八項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

22| 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七項若しくは第十八項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第十七項又は第十八項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

省略

25| 24| 23| 省略
法人は、各事業年度において当該法人に係る国外関連者との間で取引を行つた場合には、当該国外関連者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を記載した書類を当該事業年度の確定申告書に添付しなければならない。

26| 法人が当該法人に係る国外関連者との間で行つた取引につき第一項の規定の適用があつた場合において、同項の規定の適用に關し国税通則法第二十三条第一項第一号又は第三号に掲げる事由が生じたときの法人税及び地方法人税に係る同項（第二号を除く。）の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「七年」とする。

27| 更正若しくは決定（以下この項において「更正決定」という。）又は国税通則法第三十二条第五項に規定する賦課決定（以下この条において「賦課決定」という。）で次の各号に掲げるものは、同法第七十条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から七年を経過す

該法人の当該同時文書化免除国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

同上

15| 14| 13| 同上
国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十一項又は第十二項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

16| 同上
国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十一項又は第十二項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求に対する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

19| 18| 17| 同上
法人は、各事業年度において当該法人に係る国外関連者との間で取引を行つた場合には、当該国外関連者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を記載した書類を当該事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）に添付しなければならない。

20| 法人が当該法人に係る国外関連者との間で行つた取引につき第一項の規定の適用があつた場合において、同項の規定の適用に關し国税通則法第二十三条第一項第一号又は第三号に掲げる事由が生じたときの法人税及び地方法人税に係る同項（第二号を除く。）の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

21| 更正若しくは決定（以下この項において「更正決定」という。）又は国税通則法第三十二条第五項に規定する賦課決定（以下この条において「賦課決定」という。）で次の各号に掲げるものは、同法第七十条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過す

る日まで、する」ことができる。この場合において、同条第三項及び同法第七十一条第一項並びに地方法人税法第二十六条第一項及び第三項の規定の適用については、国税通則法第七十条第三項中「の規定により」とあるのは、「及び租税特別措置法第六十六条の四第二十七項（国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定により」と、「前二項」とあるのは、「前二項及び同条第二十七項」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは、「が前条及び租税特別措置法第六十六条の四第二十七項（国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、「前条」とあるのは、「前二項及び同項」と、地方法人税法第二十六条第一項中「第七十条第三項」とあるのは、「第七十条第三項（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四第二十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「更正の請求（同法」とあるのは、「更正の請求（国税通則法」と、「及び第二項」とあるのは、「及び第二項の規定並びに租税特別措置法第六十六条の四第二十七項」と、「同条第三項」とあるのは、「国税通則法第七十条第三項」と、「同条第三項中「限る」とあるのは、「限り、租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む」と、「同法」とあるのは、「国税通則法」と、「又は第一項」とあるのは、「租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の規定又は第一項」と、「及び第一項」とあるのは、「租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の規定及

一四省略

法人が当該法人に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行つたことに伴い納付すべき税額が過少となり、又は国税通則法第二条第六号に規定する還付金の額が過大となつた法人税及び地方法人税に係る同法第七十二条第一項に規定する国税の徵収権の時効は、同法第七十三条第三項の規定による場合を除き、当該法人税及び地方法人税の同法第七十二条第一項に規定する法定納期限（同法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定に係るもの）から二年間は、進行しない。

る日まで、することができる。この場合において、同条第三項及び第四項並びに同法第七十一条第一項並びに地方法人税法第二十六条第一項及び第三項の規定の適用については、国税通則法第七十条第三項中「前二項の規定により」とあるのは「前二項及び租税特別措置法第六十六条の四第二十一項（国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定により」と、「前二項」とあるのは「前二項及び同法第六十六条の四第二十一項」と、同条第四項中「第一項又は前項」とあるのは「第一項、前項又は租税特別措置法第六十六条の四第二十一項」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは「が前条及び租税特別措置法第六十六条の四第二十一項（国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、「前条」とあるのは「前条及び同項」と、地方法人税法第二十六条第一項中「第七十条第三項」とあるのは「第七十条第三項（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四第二十一項）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。」」と、「更正の請求（同法）とあるのは「更正の請求（国税通則法）と、「及び第二項の規定」とあるのは「及び第二項の規定並びに租税特別措置法第六十六条の四第二十一項の規定」と、「同条第三項」とあるのは「国税通則法第七十条第三項」と、同条第三項中「限る」とあるのは「限り、租税特別措置法第六十六条の四第二十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む」と、「同法」とあるのは「国税通則法」と、「又は第一項の規定」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の四第二十一項の規定又は第一項の規定」と、「及び第一項の規定」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の四第二十一項の規定及び第一項の規定」とする。

一〇四 同 上

法人が当該法人に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行つたことに伴い納付すべき税額が過少となり、又は国税通則法第二条第六号に規定する還付金の額が過大となつた法人税及び地方法人税に係る同法第七十二条第一項に規定する国税の徵収権の時効は、同法第七十三条第三項の規定の適用がある場合を除き、当該法人税及び地方法人税の同法第七十二条第一項に規定する法定納期限（同法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定に係るもの）を除く。）から一年間は、進行しない。

一四同上

23 | 22
法人が当該法人に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行つたことに伴い納付すべき税額が過少となり、又は国税通則法第二条第六号に規定する還付金の額が過大となつた法人税及び地方法人税に係る同法第七十二条第一項に規定する国税の徵収権の時効は、同法第七十三条第三項の規定の適用がある場合を除き、当該法人税及び地方法人税の同法第七十二条第一項に規定する法定納期限（同法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定に係るものと除く。）から一年間は、進行しない。

前項の場合においては、国税通則法第七十三条第三項ただし書の規定

前項の場合においては、国税通則法第七十三条第二項ただし書の規定

を準用する。

「二年」と読み替えるものとする。

30 第二十七項の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定により納付すべき法人税及び地方法人税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「租税特別措置法第六十六条の四第二十七項（国外関連者との取引に係る課税の特例）」の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」とする。

31 省略
32 外国法人が国外関連者に該当するかどうかの判定に関する事項その他の第一項から第十五項まで及び第十九項の規定の適用に關し必要な事項は政令で定める。

（国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）

第六十六条の四の二 法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官又は当該租税条約の条約相手国等の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをした場合には、税務署長等（国税通則法第四十六条第一項に規定する税務署長等をいう。以下この条において同じ。）は、当該申立てに係る前条第二十七項第一号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額及び同項第三号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額（当該申立てに係る条約相手国等との間の租税条約に規定する協議の対象となるものに限る。）並びに当該法人税の額及び地方法人税の額に係る同法第六十九条に規定する加算税の額として政令で定めるところにより計算した金額を限度として、当該申立てをした者の申請に基づき、その納期限（同法第三十七条第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは当該申請の日とする。）から当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく同法第二十六条の規定による更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第七項において「納税の猶予期間」という。）に限り、その納税を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該法人税の額及び地方法人税の額以外の国税の滞納がある場合は、この限りでない。

24 第二十一項の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定により納付すべき法人税及び地方法人税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「租税特別措置法第六十六条の四第二十一項（国外関連者との取引に係る課税の特例）」の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」とする。

25 同上
26 外国法人が国外関連者に該当するかどうかの判定に関する事項その他の第一項から第九項まで及び第十三項の規定の適用に關し必要な事項は政令で定める。

（国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）

第六十六条の四の二 法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官又は当該租税条約の条約相手国等の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをした場合には、税務署長等（国税通則法第四十六条第一項に規定する税務署長等をいう。以下この条において同じ。）は、当該申立てに係る前条第二十一項第一号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額及び同項第三号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額（当該申立てに係る条約相手国等との間の租税条約に規定する協議の対象となるものに限る。）並びに当該法人税の額及び地方法人税の額に係る同法第六十九条に規定する加算税の額として政令で定めるところにより計算した金額を限度として、当該申立てをした者の申請に基づき、その納期限（同法第三十七条第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは当該申請の日とする。）から当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく同法第二十六条の規定による更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第七項において「納税の猶予期間」という。）に限り、その納税を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該法人税の額及び地方法人税の額以外の国税の滞納がある場合は、この限りでない。

(外国法人の内部取引に係る課税の特例)

第六十六条の四の三 省略

254 省略

(外国法人の内部取引に係る課税の特例)
第六十六条の四の三 同上

254 同上

258 同上

5 外国法人の当該事業年度の前事業年度の内部取引（当該外国法人が当該事業年度において恒久的施設を有することとなつた場合には、当該事業年度の内部取引）が次のいずれにも該当する場合又は当該事業年度の前事業年度の内部取引がない場合として政令で定める場合には、当該外國法人の当該事業年度の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類については、前項の規定は、適用しない。

一 省略

二 内部取引（無形資産（有形資産及び金融資産以外の資産として政令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）の譲渡若しくは貸付け（無形資産に係る権利の設定その他他の者に無形資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものに限る。）の対価の額とした額の合計額が三億円未満であること。

6 国税庁の当該職員又は外国法人の納稅地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、外国法人に各事業年度における同時文書化対象内部取引（前項の規定の適用がある内部取引以外の内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第四項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は外国法人に各事業年度における同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格（第十四項において準用する第六十六条の四第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める第一項に規定する独立企業間価格を算定するためには、又は外国法人に各事業年度における同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場

一 同上

二 内部取引（特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものに限る。）の対価の額とした額の合計額が三億円未満であること。

6 国税庁の当該職員又は外国法人の納稅地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、外国法人に各事業年度における同時文書化対象内部取引（前項の規定の適用がある内部取引以外の内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第四項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は外国法人に各事業年度における同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格（第十四項において準用する第六十六条の四第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める第一項に規定する独立企業間価格を算定するためには、又は外国法人に各事業年度における同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場

る場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。) 若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたときに、当該外国法人の各事業年度における同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該外国法人の当該同時文書化対象内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)を検査し、又は当該帳簿書類(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

国税庁の当該職員又は外国法人の納稅地の所轄税務署若しくは所轄税局の当該職員は、外国法人に各事業年度における同時文書化免除内部取引(第五項の規定の適用がある内部取引をいう。以下この項において同じ。)に係る第一項に規定する独立企業間価格(第十四項において準用する第六十六条の四第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。)を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときには、当該外国法人の各事業年度における同時文書化免除内部取引に係る一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該外国法人の当該同時文書化免除内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたときに、当該外国法人の各事業年度における同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するためには必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該外国法人の当該同時文書化対象内部取引に係る事業と同種の事業を當む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

7
国税庁の当該職員又は外国法人の納稅地の所轄稅務署若しくは所轄國稅局の当該職員は、外国法人に各事業年度における同時文書化免除内部取引（第五項の規定の適用がある内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために重要なと認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときは、当該外国法人の各事業年度における同時文書化免除内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該外国法人の当該同時文書化免除内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

第三十一項まで並びに前条の規定は、恒久的施設を有する外国法人の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 第六十六条の四 第九項各号 | 第六十六条の四 第八項 | | | | | | 第六十六条の四 第四項 | | |
|------------------|----------------|-----------------|------|------------------------------------|--------|--------------|----------------|-----------|----|
| | 対価の額 | ならば第一項 | 法人税法 | 所得 | を第一項 | べき対価の額 | 省略 | 省略 | 省略 |
| 対価の額とした額 | 一項 | ならば第六十六条の四の三第一項 | 同法 | 法人税法第一百四十二条第一号 イに掲げる国内源泉所得に係る所得 | を同条第一項 | の対価の額とされるべき額 | 号第六十六条の四の三第二項各 | の対価の額とした額 | 省略 |
| | | | | | | | | | |

| 同上 | | |
|----|----|----|
| 同上 | 同上 | 同上 |
| 同上 | 同上 | 同上 |
| 同上 | 同上 | 同上 |

まで並びに前条の規定は、恒久的施設を有する外国法人の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---------------------|--|--|--|--|--|--|--|-----------------|--|--|--|--|--|-----------------|--|
| 第六十六条の四 第十二項第一号 | | | | | | | | | 第六十六条の四 第十二項 | | | | | | 第六十六条の四 第十一項 | |
| 第二項第一号口 | | | | | | | | | 第六項 | | | | | | 第六項 | |
| 一号口 | 第六十六条の四の三第二項第 一項 | | | | | | | | 第六項 | | | | | | 第六項 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|------|-----|---------------------------------------|------|----------------------|-----|----------|--|--|----------------|--|--|--|--|----------------|--|
| 第六十六条の四 第八項第一号 | | | | | | | | | 第六十六条の四 第八項 | | | | | | 第六十六条の四 第八項 | |
| 同上 | 法人税法 | 所得 | として財務省令 | 第一項 | 同時文書化対象国 外関連取引に係る | 第六項 | 外の国外関連取引 | 外関連取引 (前項) の規定の適用があ る国外関連取引以 外の国外関連取引 | 第六十六条の四の三第六項 の規定の適用があ る国外関連取引以 外の国外関連取引 | 第六十六条の四 第六項 | | | | | 第六十六条の四 第六項 | |
| 同上 | 同法 | る所得 | 法人税法第百四十二条第一号 イに掲げる国内源泉所得に係 る所得 | 財務省令 | として同条第六項に規定する | 第六項 | 同条第一項 | 同条第一項 として同条第六項に規定する | 同条第一項 として同条第六項に規定する | 第六項 | | | | | 第六項 | |

| 第六十六条の四 | 第六十一条の四 第十五項 | 第六十六条の四 第六十六条の四 | 第六十六条の四 第十四項 | 第六十六条の四 第十三項 | 第六十六条の四 第十二項第二号 | 第二項第一号二 一号二 |
|------------------------------|-----------------|-------------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 当該国外関連者の 外関連取引 | 同時文書化免除国 | 所得 財務省令 | 第七項の規定の適用がある国外関連取引 第一項 | 第七項の規定の適用がある国外関連取引 第一項 | 第六十六条の四の三第七項に規定する同時文書化免除内部取引 同条第一項 | 第六十六条の四の三第七項に規定する同時文書化免除内部取引 同条第一項 |
| 第六十六条の四の三第一項に 同時文書化免除内部取引 | | 法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得 | | | | |

| | | | | | | |
|------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------|---|---|---|---|
| | | | | | | |
| 第六十六條の四 第九項 | 第六十六條の四 第九項 | 同時文書化免除国 外関連取引（第七項の規定の適用がある國外関連取引） | 同時文書化免除内部取引（第六十六條の四の三第七項に規定する同時文書化免除内部取引） | 同時文書化免除内部取引（第六十六條の四の三第七項に規定する同時文書化免除内部取引） | 同時文書化免除内部取引（第六十六條の四の三第七項に規定する同時文書化免除内部取引） | 同時文書化免除内部取引（第六十六條の四の三第七項に規定する同時文書化免除内部取引） |
| 同上 | 同上 | 第一項 | 第一項 | 同条第一項 | 同条第一項 | 同条第一項 |
| 同上 | 同上 | 前項各号 | 前項各号 | 同条第七項に規定する財務省令 | 同条第七項に規定する財務省令 | 同条第七項に規定する財務省令 |
| 所得 | 同項第一号 | 同項第二号 | 同項第二号 | 同条第十四項において準用する前項各号 | 同条第十四項において準用する前項各号 | 同条第十四項において準用する前項各号 |
| 法人税法第一百四十一条第一号 イに掲げる国内源泉所得に係る所得 | 法人税法第一百四十一条第一号 イに掲げる国内源泉所得に係る所得 | 同条第十四項において準用する前項第一号 | 同条第十四項において準用する前項第一号 | 同条第十四項において準用する前項第一号 | 同条第十四項において準用する前項第一号 | 同条第十四項において準用する前項第一号 |

| | | 第二十五項 | |
|---------------------------------|--------------------------------------|--|--|
| | | 第六十六条の四 第二十六項 | 第六十六条の四 第二十七項 |
| 、租税特別措置法 | 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号） 並びに租税特別措置法 | 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四の三第十四項において準用する同法 | 租税特別措置法第六十六条の四第二十七項（及び同法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十七項） |
| 、租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法 | 並びに租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法 | 租税特別措置法第六十六条の四第二十七項（及び同法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十七項） | 租税特別措置法第六十六条の四第二十七項（及び同法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十七項） |

| | | 第十九項 | |
|----|----|-------------------|--|
| | | 第六十六条の四 第二十一項 | 第六十六条の四 第二十二項 |
| 同上 | 同上 | 又は租税特別措置法 及び同法 | 租税特別措置法第六十六条の四第二十一項（及び同法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十一項） |
| 同上 | 同上 | 又は租税特別措置法 及び同法 | 租税特別措置法第六十六条の四第二十一項（及び同法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十一項） |

| 前条第六項 | | | | | | | 前条第四項 | | 第六十六条の四 第三十項 | | 第六十六条の四 第三十一項 | | 第六十六条の四 第三十二項 | |
|-------|----|----|----|----|----|----|----------------------------|-----------------|---|--|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 国外関連取引に係る第一項 | 法人と当該法人に係る国外関連者 | 租税特別措置法 | 当該法人に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行つた | 第六十六条の四 第三十一項 | 第六十六条の四 第三十二項 | 第六十六条の四 第三十三項 | 第六十六条の四 第三十四項 |
| 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 第六十六条の四の三第一項に規定する内部取引に係る同項 | 外国法人 | 租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法 | 規定了した額を同項に規定する独立企業間価格と異なる額とした | 第六十六条の四 第三十一項 | 第六十六条の四 第三十二項 | 第六十六条の四 第三十三項 | 第六十六条の四 第三十四項 |

| 同上 | | | | | | | 同上 | | 第六十六条の四 第二十五項 | | 第六十六条の四 第二十六項 | | 第六十六条の四 第二十七項 | | 第六十六条の四 第二十八項 | |
|----|----|----|----|----|----|----|-------------------|----------------------------|------------------|----|------------------|----|------------------|----|------------------|--|
| 同上 | 国外関連取引に係る第一項に規定する | 第六十六条の四の三第一項に規定する内部取引に係る同項 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 同上 | 規定了する | 第六十六条の四の三第一項に規定する内部取引に係る同項 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |

15 省略

省略
省略

第七節の三 支払利子等に係る課税の特例

第一款 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例

第六十六条の五 省略

2・3 省略

4 第一項の規定は、当該内国法人の当該事業年度に係る同項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額が当該内国法人の当該事業年度に係る次条第一項に規定する超える部分の金額を下回る場合には、適用しない。ただし、同条第三項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

5・10 省略

第二款 対象純支払利子等に係る課税の特例

（関連者等に係る支払利子等の損金不算入）

第六十六条の五の二 法人の平成二十五年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該法人の当該事業年度の対象支払利子等の額の合計額（以下この項、次項第六号及び第三項第二号イにおいて「対象支払利子等合計額」という。）から当該事業年度の控除対象受取利子等合計額を控除した残額（以下この項及び第三項において「対象純支払利子等の額」という。）が当該法人の当該事業年度の調整所得金額（当該対象純支払利子等の額と比較するための基準とすべき所得の金額として政令で定める金額をいう。）の百分の二十に相当する場合には、当該法人の当該事業年度の対象支払利子等合計額のうちその超える部分の金額に相当する金額は、当該法人の当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める

15 同上

同上
同上

第七節の三 関連者等に係る利子等の課税の特例

第一款 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例

第六十六条の五 同上

2・3 同上

4 第一項の規定は、当該内国法人の当該事業年度に係る同項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額が当該内国法人の当該事業年度に係る次条第一項に規定する超える部分の金額を下回る場合には、適用しない。ただし、同条第四項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

5・10 同上

第二款 関連者等に係る純支払利子等の課税の特例

第六十六条の五の二 法人の平成二十五年四月一日以後に開始する各事業年度に関連者支払利子等の額がある場合において、当該法人の当該事業年度の関連者支払利子等の額の合計額から当該事業年度の控除対象受取利子等合計額を控除した残額（以下この項及び第四項第一号において「関連者純支払利子等の額」という。）が当該法人の当該事業年度の調整所得金額（当該関連者純支払利子等の額と比較するための基準とすべき所得の金額として政令で定める金額をいう。）の百分の五十に相当する金額を超えるときは、当該法人の当該事業年度の関連者支払利子等の額の合計額のうちその超える部分の金額に相当する金額は、当該法人の当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 この条において、「関連者支払利子等の額」とは、法人の関連者等（次

ところによる。

一 対象支払利子等の額 支払利子等の額のうち対象外支払利子等の額

以外の金額をいう。

二 支払利子等 法人が支払う負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものとして政令で定める費用又は損失をいう。）その他政令で定める費用又は損失をいう。

三 対象外支払利子等の額 次に掲げる支払利子等（法人に係る関連者が非関連者を通じて当該法人に資金を供与したと認められる場合として政令で定める場合における当該非関連者に対する支払利子等その他政令で定める支払利子等を除く。）の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいう。

イ 支払利子等を受ける者の課税対象所得（当該者が個人又は法人の

いずれに該当するかに応じ、それぞれ当該者の所得税又は法人税の課税標準となるべき所得として政令で定めるものをいう。イ及び二(1)において同じ。）に含まれる支払利子等（ニに掲げる支払利子等を除く。イにおいて同じ。） 当該課税対象所得に含まれる支払利子等の額

ロ 法人税法第二条第五号に規定する公共法人のうち政令で定めるものに対する支払利子等（ニに掲げる支払利子等を除く。ロにおいて同じ。） 当該政令で定める公共法人に対する支払利子等の額

ハ 特定債券現先取引等（前条第五項第八号に規定する特定債券現先取引等をいう。）に係るものとして政令で定める支払利子等（ロ及びニに掲げる支払利子等を除く。ハにおいて同じ。） 当該政令で定める支払利子等の額のうち政令で定める金額

二 法人が発行した債券（その取得をした者が実質的に多數でないものとして政令で定めるものを除く。）に係る支払利子等で非関連者に対するもの（(1)において「特定債券利子等」という。） 債券の銘柄ごとに次に掲げるいづれかの金額

(1) その支払若しくは交付の際、その特定債券利子等について所得税法その他所得税に関する法令の規定により所得税の徴収が行われ、又は特定債券利子等を受ける者の課税対象所得に含まれる特定債券利子等の額と口に規定する政令で定める公共法人に対する特定債券利子等（その支払又は交付の際、所得税法その他所得税に関する法令の規定により所得税の徴収が行われるものと除く。

に掲げる者をいう。以下この項、第四項第二号及び第九項第一号ロにおいて同じ。）に対する支払利子等（その支払う負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）その他政令で定める費用又は損失をいう。以下この条において同じ。）の額（当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対する支払利子等の額を除く。）で、当該関連者等の課税対象所得（当該関連者等が個人又は法人のいずれに該当するかに応じ、それぞれ当該関連者等の所得税又は法人税の課税標準となるべき所得として政令で定めるものをいう。第四項第二号において同じ。）に含まれないもののうち、特定債券現先取引等（前条第五項第八号に規定する特定債券現先取引等をいう。）に係るものとして政令で定める金額以外の金額をいう。

一 当該法人との間にいづれか一方の法人が他方の法人の発行済株式若しくは出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この号において「発行済株式等」という。）の総数若しくは総額の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるもの

二 当該法人に資金を供与する者及び当該資金の供与に關係のある者として政令で定める者

）の額との合計額

(2) (1)に掲げる金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額

四 関連者 法人との間にいかれか一方の法人が他方の法人の発行済株式若しくは出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この号及び次項第二号において「発行済株式等」という。）の総数若しくは総額の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係又は個人が法人の発行済株式等の総数若しくは総額の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるものをいう。

五 非関連者 法人に係る関連者以外の者をいう。

六 控除対象受取利子等合計額 当該事業年度の受取利子等の額の合計額を当該事業年度の対象支払利子等合計額の当該事業年度の支払利子等の額の合計額に対する割合で按分した金額として政令で定める金額をいう。

七 受取利子等 法人が支払を受ける利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）をいう。

3 第一項の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しない。
一 法人の当該事業年度の対象純支払利子等の額が二千万円以下であるとき。

二 内国法人及び当該内国法人との間に特定資本関係（一の内国法人が他の内国法人の発行済株式等の総数若しくは総額の百分の五十を超える数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係（以下この号において「当事者間の特定資本関係」という。）又は一の内国法人との間に当事者間の特定資本関係がある内国法人相互の関係をいう。）のある他の内国法人（その

3 第一項に規定する控除対象受取利子等合計額とは、当該法人の当該事業年度の受取利子等（その支払を受ける利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）をいう。）の額の合計額を当該事業年度の関連者支払利子等の額の合計額の当該事業年度の支払利子等の額（前項に規定する政令で定める金額を除く。）の合計額に対する割合で按分した金額として政令で定める金額をいう。

4 同 上
一 当該法人の当該事業年度の関連者純支払利子等の額が千万円以下であるとき。

二 当該法人の当該事業年度の関連者支払利子等の額の合計額が当該事業年度の支払利子等の額（当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対する支払利子等の額及び当該法人に係る関連者等に対する支払利子等の額で当該関連者等の課税対象所得に含まれるものと除く。）の合計額の百分の五十以下のとき。

事業年度開始の日及び終了の日がそれぞれ当該開始の日を含む当該内
国法人の事業年度開始の日及び終了の日であるものに限る。) の当該
事業年度に係るイに掲げる金額が当該内国法人及び当該他の内国法人
の当該事業年度に係るロに掲げる金額の百分の二十に相当する金額を
超えないとき。

イ 対象純支払利子等の額の合計額から対象純受取利子等の額(控除
対象受取利子等合計額から対象支払利子等合計額を控除した残額を
いう。) の合計額を控除した残額
ロ イに掲げる金額と比較するための基準とすべき所得の金額として
政令で定める金額

5| 4| 省略
税務署長は、前項の書面若しくは明細書の添付のない確定申告書等の
提出があり、又は同項の書類を保存していなかつた場合においても、そ
の添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認め
るときは、当該書面及び明細書並びに書類の提出があつた場合に限り、
第三項の規定を適用することができる。

7| 6| 省略
内国法人の当該事業年度の第一項に規定する超える部分の金額のうち
に当該内国法人に係る第六十六条の六第二項第一号に規定する外國關係
会社又は第六十六条の九の二第一項に規定する外國關係法人に係るもの
として政令で定める金額(以下この項において「調整対象金額」という
。)がある場合において、当該内国法人の当該事業年度に当該外國關係
会社に係る第六十六条の六第一項に規定する課税対象金額、同条第六項
に規定する部分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する金融子会社
等部分課税対象金額(当該課税対象金額に係る同条第一項に規定する適
用対象金額、当該部分課税対象金額に係る同条第六項に規定する部分適
用対象金額又は当該金融子会社等部分課税対象金額に係る同条第八項に
規定する金融子会社等部分適用対象金額の計算上、当該調整対象金額に
係る対象支払利子等の額が含まれるものに限る。)があるとき、又は当
該外國關係法人に係る第六十六条の九の二第一項に規定する課税対象金
額、同条第六項に規定する部分課税対象金額(当該課税対象金額に係る同条第一
項に規定する適用対象金額、当該部分課税対象金額に係る同条第六項に
規定する適用対象金額、当該部分課税対象金額に係る同条第六項に

6| 5| 同上
税務署長は、前項の書面若しくは明細書の添付のない確定申告書等の
提出があり、又は同項の書類を保存していなかつた場合においても、そ
の添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認め
るときは、当該書面及び明細書並びに書類の提出があつた場合に限り、
第四項の規定を適用することができる。

8| 7| 同上
内国法人の当該事業年度の第一項に規定する超える部分の金額のうち
に当該内国法人に係る第六十六条の六第二項第一号に規定する外國關係
会社又は第六十六条の九の二第一項に規定する外國關係法人に係るもの
として政令で定める金額(以下この項において「調整対象金額」という
。)がある場合において、当該内国法人の当該事業年度に当該外國關係
会社に係る第六十六条の六第一項に規定する課税対象金額、同条第六項
に規定する部分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する金融子会社
等部分課税対象金額(当該課税対象金額に係る同条第一項に規定する適
用対象金額、当該部分課税対象金額に係る同条第六項に規定する部分適
用対象金額又は当該金融子会社等部分課税対象金額に係る同条第八項に
規定する金融子会社等部分適用対象金額の計算上、当該調整対象金額に
係る関連者支払利子等の額が含まれるものに限る。)があるとき、又は当
該外國關係法人に係る第六十六条の九の二第一項に規定する課税対象
金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額(当該課税対象金額に係る同条第一
項に規定する適用対象金額、当該部分課税対象金額に係る同条第六項に

規定する部分適用対象金額又は当該金融関係法人部分課税対象金額に係る同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額の計算上、当該調整対象金額に係る対象支払利子等の額が含まれるものに限る。)があるときの当該内国法人の当該事業年度における第一項の規定の適用については、同項中「部分の金額」とあるのは、「部分の金額から第七項に規定する調整対象金額のうち政令で定める金額を控除した残額」とする。

8| 外国法人に係る第一項及び第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項の対象支払利子等の額は、当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとし、イに掲げる金額を含み、ロに掲げる金額を除くものとする。

イ 省略

ロ 法人税法第百四十二条の五第一項の規定により当該外国法人の当該事業年度の同法第百四十二条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されるもののうち、当該外国法人の対象支払利子等の額に相当するものとして政令で定める金額

二 第一項の控除対象受取利子等合計額及び第三項第一号の対象純支払利子等の額は、当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとする。

三 省略

10| 9| 外国法人の当該事業年度に係る第一項に規定する超える部分の金額が当該外国法人の当該事業年度に係る法人税法第百四十二条の四第一項に規定する満たない金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合(第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合を除く。)には、同条第一項の規定は、適用しない。

11| 10| 外国法人の当該事業年度に係る第一項に規定する超える部分の金額が当該外国法人の当該事業年度に係る法人税法第百四十二条の四第一項に規定する満たない金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合(第四項の規定の適用がある場合を除く。)には、同条第一項の規定は、適用しない。

11| 第一項の規定により損金の額に算入されない金額に係る法人税法の規定の適用その他同項から第三項まで及び第六項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

9| 外国法人に係る第一項及び第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項及び第四項第二号の関連者支払利子等の額は、当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとし、イに掲げる金額を含み、ロに掲げる金額を除くものとする。

イ 同上

ロ 法人税法第百四十二条の五第一項の規定により当該外国法人の当該事業年度の同法第百四十二条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されるもののうち、当該外国法人の関連者等に対する支払利子等の額に相当するものとして政令で定める金額

二 第一項の控除対象受取利子等合計額、第四項第一号の関連者純支払利子等の額及び同項第二号の支払利子等の額は、当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとする。

三 同上

11| 10| 外国法人の当該事業年度に係る第一項に規定する超える部分の金額が当該外国法人の当該事業年度に係る法人税法第百四十二条の四第一項に規定する満たない金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合(第四項の規定の適用がある場合を除く。)には、同条第一項の規定は、適用しない。

12| 第一項の規定により損金の額に算入されない金額に係る法人税法の規定の適用その他同項から第四項まで及び第七項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。